

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正	（情報政策課）	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（長寿社会政策課）	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（同）	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（同）	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（同）	七
○樹木又は林業種苗に損害を与える害虫の指定	（森林整備課）	七
○保安林の指定の解除の予定	（同）	七
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	八
○所在地を確知できない建設業者の申出	（同）	八
○道路の区域変更（二件）	（道路課）	九
○土地取用法に基づく取用の手続開始	（用地課）	九
○都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）	（都市計画課）	一〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）	（同）	一〇
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（同）	一〇

ページ

## 告 示

○市街地再開発組合の定款変更の認可

公 告

○開発行為に関する工事の完了（三件）

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分）

公安委員会

○地域交通安全活動推進委員の委嘱

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○宮城県告示第八十一号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月三十日から施行する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 一 中「第二十四条第一項及び」を「第二十四条第一項、」に改め、「第二十六条第一項から第三項まで」の下に「及び第二十九条第一項第四号」を加え、一 二 中「第八条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第四十二条第三項」を「第四十二条第三項及び第四項」に改め、一 三 中「第百三条第百六条第二項、第百二十条第一項、」を削り、「並びに」を、「第百二十六条第一項、」に改め、「第百二十七条第三項」の下に「、第百三十条及び第百三十二条第二項」を加え、一 23 及び一 24 を削り、一 25 を一 23 とし、一 26 を一 24 とし、一 27 及び一 28 を削り、一 29 を一 25 とし、一 30 から一 36 までを四ずつ繰り上げ、一 37 を削る。

二 の表中「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」の項を削る。

○宮城県告示第八十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

（同） 一〇

（建築宅地課） 一一

一二

一三

一四

二二

一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
佐々木薬局市民病院前	大崎市古川穂波二丁目三十七	有限会社佐々木薬局	大崎市古川七日町四丁目十	平成二十七年一月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンターフィット	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字一郷六十三番地一	株式会社サンキ	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字一郷六十三番地一	平成二十六年三月一日
デイサービスたんぼ中央	岩沼市中央二丁目五番地の十一号	株式会社志鷺	仙台市太白区中田五丁目十三番六十五号	平成二十六年十一月一日
ゆうびデイサービスセンター	大崎市岩出山字浦小路百四番地三	株式会社拓殖	大崎市岩出山字浦小路百四番地三	平成二十六年十二月一日

三 認知症対応型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム貞山みよりの家	多賀城市大代三丁目七番七十二号	有限会社サンヨー	仙台市若林区東七番丁一番地の十五	平成二十六年十月一日

四 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜訪問看護ステーション	柴田郡大河原町南桜町四番地十四	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三	平成二十六年十二月一日

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
佐々木薬局市民病院前	大崎市古川穂波二丁目三十七	有限会社佐々木薬局	大崎市古川七日町四丁目十	平成二十七年一月一日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜デイサービスセンター	柴田郡大河原町南桜町四番地二	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三	平成二十六年十月一日
デイサービスセンターフィット	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字一郷六十三番地一	株式会社サンキ	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字一郷六十三番地一	平成二十六年三月一日
デイサービスたんぼ中央	岩沼市中央二丁目五番地の十一号	株式会社志篤	仙台市太白区中田五丁目十三番六十五号	平成二十六年十一月一日
ゆうびデイサービスセンター	大崎市岩出山字浦小路百四番地三	株式会社拓殖	大崎市岩出山字浦小路百四番地三	平成二十六年十二月一日

七 介護予防認知症対応型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム貞山みよりの家	多賀城市大代三丁目七番七十二号	有限会社サンヨー	仙台市若林区東七番地一丁一番地の十五	平成二十六年十月一日

○宮城県告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五〇八八〇〇一八	ゆうゆうホーム 角田市角田字田町百十四番地の九	医療法人金上仁友会	平成二十六年十一月一日
○四七〇六〇〇五二九	わかかな 白石市福岡長袋字山ノ下一階 番地七アブリコットハウス	株式会社わかかな	平成二十六年十一月一日
○四七二二〇〇七一一	ばんぶきん介護センター 東松島市矢本字上河戸六十番二号	ばんぶきん株式会社	平成二十六年十二月一日

二 訪問リハビリテーション

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五〇二八〇〇八六	介護老人保健施設しおん 石巻市吉野町一丁目七番一 号	医療法人社団健育会	平成二十六年十一月一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇六〇〇五三七	デイサービスいちご倶楽部 白石市福岡蔵本字樋ノ口五 十四番一	有限会社バームサブライ ズ	平成二十六年十一月一日
○四七〇六〇〇五四五	セカンドライフ白石 白石市長町二番地三	合同会社JIN	平成二十六年十一月一日
○四七〇八〇〇四七五	デイサービスけやきの杜 角田市角田字中島上八十八 三番地	医療法人金上仁友会	平成二十六年十一月一日
○四七二二〇〇一四五九	あんデイ・まめスポ 登米市迫町佐沼字大網二百 五十六番地四 ビーンズエ ステートⅢ一〇一	有限会社ネオビジョン	平成二十六年十一月一日
○四七二四〇〇七〇五	デイサービスセンター 杏 東松島市大塩字緑ヶ丘四丁 子庵	有限会社いずみの郷	平成二十六年十一月一日

〇四七〇三〇〇八七二	目一番五号 デイサービス梅の宮マミーホーム 塩竈市梅の宮十六番二十九号	有会社社マミーホーム	平成二十六年十一月十五日
〇四七一五〇二三〇二	デイサービスセンタードリムスターマルコ湯たんぼ 大崎市鳴子温泉末沢西四十六番地一	特定非営利活動法人ドリム・グリーン・プロジェクト	平成二十六年十一月十五日
〇四七一五〇二三一〇	心音デイサービス 大崎市古川字本鹿島五十八番二	株式会社YHC	平成二十六年十一月十五日
〇四七〇二〇二七〇六	レッツ倶楽部石巻蛇田 石巻市蛇田字南経塚六番地四	株式会社井上	平成二十六年十二月一日
〇四七二三〇〇五一一	ニチイケアセンター高清水 栗原市高清水東浦二百三十番地一	株式会社ニチイ学館	平成二十六年十二月一日
〇四七二三〇〇一八一一	デイサービスわかやなぎの家 栗原市若柳川南戸の西四十五番地	社会福祉法人アガフィヤの郷	平成二十六年十二月一日
〇四七二三〇〇一八二〇	デイサービスやまぼうしの家 栗原市栗駒松倉高田二十三番地一	社会福祉法人アガフィヤの郷	平成二十六年十二月一日
〇四七一一三〇一八三八	デイサービス源ちゃん家 栗原市築館源光九番六十一号	社会福祉法人アガフィヤの郷	平成二十六年十二月一日
〇四七一四〇〇七二二	デイサービスちよ筋ばこ 東松島市矢本字河戸三百四十二番地二	株式会社フェニックスエレメント	平成二十六年十二月一日
〇四七〇八〇〇四八三	らぼる・はなはな 角田市角田字柳町四十一番十三	株式会社ケアミックス・ジャパン	平成二十六年十二月十五日
〇四七二二〇一四六七	デイサービス茶話本舗 和み長者原亭 登米市南方町長者原百三十五番地	株式会社ケア・ライフ・フェイス	平成二十六年十二月十五日
〇四七二二〇一四七五	デイサービスセンターにだて 登米市迫町佐沼五十六一十	有限会社油井企画	平成二十六年十二月十五日
〇四七三二〇一〇〇四	デイサービスあわい 遠田郡美里町北浦字新高原六十三番地	有限会社穂乃香	平成二十六年十二月十五日

四 短期入所生活介護

〇四七二六〇〇七八二	特別養護老人ホーム老ノ町 宮城県利府町赤沼字大貝九十三番地一	社会福祉法人萩の里	平成二十六年十一月一日
------------	-----------------------------------	-----------	-------------

五 福祉用具貸与

〇四七〇二〇二七一一四	ピース福祉機器サービス 石巻市鹿又字新高田九十七番地一	株式会社ピース	平成二十六年十二月十五日
-------------	--------------------------------	---------	--------------

六 特定福祉用具販売

〇四七〇二〇二七一四	ピース福祉機器サービス 石巻市鹿又字新高田九十七番地一	株式会社ピース	平成二十六年十二月十五日
------------	--------------------------------	---------	--------------

〇宮城県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇六〇〇五二九	事業所の名称及び所在地 わかな 白石市福岡長袋字山ノ下一番地七アブリコットハウス一階	株式会社わかな	平成二十六年十一月一日
〇四七一五〇二二八六	事業所の名称及び所在地 居宅介護支援センターまや 大崎市岩出山字上真山九十年三十二番地十	株式会社ループ	平成二十六年十一月一日
〇四七一五〇二二九四	事業所の名称及び所在地 ケアサポートおたっしや館 大崎市古川稲葉字大江向六番地	有限会社ケアフリー	平成二十六年十二月一日

○宮城県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五〇八八〇〇一八	ゆうゆうホーム 角田市角田字田町百十四番地の九	医療法人金上仁友会	平成二十六年十一月一日
○四七〇六〇〇五二九	わかな 白石市福岡長袋字山ノ下一番地七アブリコットハウス一階	株式会社わかな	平成二十六年十一月一日
○四七一四〇〇七一三	ばんぶきん介護センター 東松島市矢本字上河戸六十六番二号	ばんぶきん株式会社	平成二十六年十二月一日

二 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五〇二八〇〇八六	介護老人保健施設しおん 石巻市吉野町一丁目七番一	医療法人社団健育会	平成二十六年十一月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇六〇〇五三七	デイサービスいちご倶楽部 白石市福岡蔵本字樋ノ口五十四番一	有限会社バームサプライズ	平成二十六年十一月一日
○四七〇六〇〇五四五	セカンドライフ白石 白石市長町二番地三	合同会社JIN	平成二十六年十一月一日
○四七〇八〇〇四七五	デイサービスけやきの杜 角田市角田字中島上八百八十三番地	医療法人金上仁友会	平成二十六年十一月一日
○四七二二〇一四五九	あんデイ・まめスボ 登米市迫町佐沼字大綱二百	有限会社ネオビジョン	平成二十六年十一月一日

○四七一四〇〇七〇五	五十六番地四 ビーンズエ ステートⅢ一〇一	有限会社いずみの郷	平成二十六年十一月一日
○四七〇三〇〇八七二	デイサービスセンター杏 東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目一番五号	有限会社マミーホーム	平成二十六年十一月十五日
○四七一五〇二二〇二	デイサービス梅の宮マミー 塩竈市梅の宮十六番二十九号	特定非営利活動法人ドリ ム・スターマルコー湯たん ぽぽ	平成二十六年十一月十五日
○四七一五〇二二〇一〇	心音デイサービス 大崎市古川字本鹿島五十八番二号	株式会社YHC	平成二十六年十一月十五日
○四七〇二〇二七〇六	レッツ倶楽部石巻蛇田 四 石巻市蛇田字南経塚六番地	株式会社井上	平成二十六年十二月一日
○四七二二〇〇五二一三	ニチイケアセンター高清水 栗原市高清水東浦二百三十番地一	株式会社ニチイ学館	平成二十六年十二月一日
○四七二二〇〇一八二二	デイサービスわかやなぎの 家 栗原市若柳川南戸の西四十 五番地	社会福祉法人アガフィヤ の郷	平成二十六年十二月一日
○四七二二〇〇一八二〇	デイサービスやまぼうしの 家 栗原市栗駒松倉高田二十三 番地一	社会福祉法人アガフィヤ の郷	平成二十六年十二月一日
○四七二二〇〇一八三八	デイサービス源ちゃん家 号 栗原市築館源光九番六十一	社会福祉法人アガフィヤ の郷	平成二十六年十二月一日
○四七一四〇〇七二二	デイサービスちよ筋ばこ 東松島市矢本字河戸三百四 十二番地二	株式会社フェニックスエ レメント	平成二十六年十二月一日
○四七〇八〇〇四八三	らぼーる・はなはな 角田市角田字柳町四十一番 十三	株式会社ケアミックス・ ジヤパン	平成二十六年十二月十五日
○四七二二〇一四七五	デイサービスセンターにし だて 登米市迫町佐沼五十六一十	有限会社油井企画	平成二十六年十二月十五日
○四七三二〇一〇〇四	デイサービスあわい 遠田郡美里町北浦字新高原 六十三番地	有限会社穂乃香	平成二十六年十二月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七二六〇〇七八二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム老ノ町 宮城郡利府町赤沼字大貝九 十三番地一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人萩の里	指定年月日 平成二十六年 十一月一日
-------------------------	--	-------------------------	--------------------------

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二七一四	事業所の名称及び所在地 ピース福祉機器サービス 石巻市鹿又字新高田九十七 番地一	事業者の名称又は氏名 株式会社ピース	指定年月日 平成二十六年 十二月十五日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二七一四	事業所の名称及び所在地 ピース福祉機器サービス 石巻市鹿又字新高田九十七 番地一	事業者の名称又は氏名 株式会社ピース	指定年月日 平成二十六年 十二月十五日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------------

○宮城県告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年一月三十日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇〇五八八	事業所の名称及び所在地 セントケアけせんぬま 気仙沼市田中前四丁目四番 地八	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	廃止年月日 平成二十六年 十二月三十一 日
-------------------------	---	---------------------------	--------------------------------

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七二三〇〇四六七	事業所の名称及び所在地 デイサービスわかやなぎの	事業者の名称又は氏名 有限会社マリヤの家	廃止年月日 平成二十六年
-------------------------	-----------------------------	-------------------------	-----------------

三 福祉用具貸与

○四七二三〇〇四八三	家 栗原市若柳川南戸の西四十 五番地	有限会社マリヤの家	平成二十六年 十一月三十日
○四七二三〇一四四〇	家 栗原市築館源光九番六十一 号 栗原市栗駒松倉高田二十三 番地一	有限会社マリヤの家	平成二十六年 十一月三十日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇〇三八	事業所の名称及び所在地 東北化学薬品株式会社仙台 支店 黒川郡大和町吉岡東三丁目 七番地十四	事業者の名称又は氏名 東北化学薬品株式会社	廃止年月日 平成二十六年 十一月三十日
-------------------------	--	--------------------------	---------------------------

○宮城県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年一月三十日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇五〇〇五八八	事業所の名称及び所在地 セントケアけせんぬま 気仙沼市田中前四丁目四番 地八	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	廃止年月日 平成二十六年 十二月三十一 日
-------------------------	---	---------------------------	--------------------------------

二 介護予防通所介護



介護保険事業所番号 ○四七二三〇〇四六七	事業所の名称及び所在地 アイサービスわかやなぎの家 栗原市若柳川南戸の西四十 五番地	事業者の名称又は氏名 有限会社マリヤの家	廃止年月日 平成二十六年 十一月三十日
○四七二三〇〇四八三	アイサービス源ちゃん家 号 栗原市築館源光九番六十一 号	有限会社マリヤの家	平成二十六年 十一月三十日
○四七二三〇一四四〇	アイサービスやまぼうしの家 栗原市栗駒松倉高田二十三 番地一	有限会社マリヤの家	平成二十六年 十一月三十日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇〇三八	事業所の名称及び所在地 東北化学薬品株式会社仙台 支店 黒川郡大和町吉岡東三丁目 七番地十四	事業者の名称又は氏名 東北化学薬品株式会社	廃止年月日 平成二十六年 十一月三十日
-------------------------	--	--------------------------	---------------------------

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇〇三八	事業所の名称及び所在地 東北化学薬品株式会社仙台 支店 黒川郡大和町吉岡東三丁目 七番地十四	事業者の名称又は氏名 東北化学薬品株式会社	廃止年月日 平成二十六年 十一月三十日
-------------------------	--	--------------------------	---------------------------

○宮城県告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二一四〇〇二九四	事業所の名称及び所在地 ウエックケアステーション 東松島	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社ウエルシスパート	指定年月日 平成二十七年 一月十五日
---------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------	--------------------------

東松島市矢本字大林 十四	ナーズ
-----------------	-----

○宮城県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二一〇二〇〇四八九	事業所の名称及び所在地 有限会社ライフサポート たかはし 石巻市蛇田字塚一番 地	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 有限会社ライフサポート たかはし	廃止年月日 平成二十六年 二月二十八日
----------------------	--	---------------------------------	-----------------------------	---------------------------

○宮城県告示第九十号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十条第一項第六号に基づき、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫
- 二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類のうちカシノナガキクイムシ

○宮城県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
東松島市大曲字道下南一二四の一、一二四の二
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第九十二号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
平成二十六年十二月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 日下文雄 日下文雄	主たる営業所の所在地 黒川郡大郷町鶉崎字向畑八十三	建設許可番号 般一二十四第三十五号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 全部建設業 一般建設業 大工工事業	受付年月日 平成二十六年十一月二十日
株式会社木村土健 木村 浩章	東松島市大塩字五台二十三十二	般・特一二十第三千七百九十号	一部建設業 全部建設業 鋼構造物工事業	平成二十六年十一月二十五日
丸敏建設株式会社 野口 弘	柴田郡柴田町大字槻木字中原二百二十五十二	般・特一二十第三千七百八十六号	一部建設業 一般建設業 造園工事業	平成二十六年十一月十七日
東北興業株式会社 及川 広信	登米市豊里町小口前百八十五一五	般・特一二十第七千九百十八号	一部建設業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十六年十一月十八日
有限会社東北ブルトサイエンス 熊谷 宗夫	仙台市若林区大和町二丁目一十二	般一二十二第八十二号	全部建設業 一般建設業 塗装工事業	平成二十六年十一月二十五日
東北シオン樹脂株式会社 伊藤 正博	仙台市宮城野区福室二丁目一二十六	般一二十三百五十八号	全部建設業 一般建設業 防水工事業	平成二十六年十一月二十一日
菅原塗装店 菅原 勝夫	加美郡色麻町四竈字二反田七十二一十一	般一二十二第七十六号	全部建設業 一般建設業 塗装工事業	平成二十六年十一月二十八日
辰祥興業 高橋 辰昭	大崎市鹿島台大迫字小谷地一十二	般一二十六百八十七号	全部建設業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十六年十一月二十五日
e-JEC東日本株式会社	仙台市若林区六丁目字南九十七一三	般・特一二十	一部建設業 特定建設業	平成二十六年十二月二十日

石川 正人  
第一万八千五百四十八号  
管工事業

本田興業株式会社  
本田 日呂志  
石巻市美園二丁目七十七  
般一二十三百八十三号  
一部建設業  
鋼構造物工事業  
平成二十六年十一月十九日

株式会社JLB  
田中 英恵  
塩竈市松陽台二丁目一十二  
般一二十三万九千四百号  
全部建設業  
一般建設業  
土木工事業  
とび・土工工事業  
平成二十六年十一月二十一日

株式会社エスケ  
佐々木 優  
仙台市青葉区中央二丁目七十三  
般一二十五万九千八百七十六号  
全部建設業  
一般建設業  
建築工事業  
左官工事業  
石工工事業  
屋根工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
板金工事業  
ガラス工事業  
塗装工事業  
防水工事業  
内装仕上工事業  
熱絶縁工事業  
建具工事業  
平成二十六年十一月二十五日

株式会社和泉建  
和泉 伸隆  
多賀城市宮内一丁目七十五  
般一二十六万五千五百六十六号  
全部建設業  
一般建設業  
土木工事業  
とび・土工工事業  
石工工事業  
ほ装工事業  
水道施設工事業  
平成二十六年十一月二十八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十三号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消す。

平成二十七年一月三十日

一 建設業者の商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設業許可番号  
（宮城県知事許可）



フタワホーム株式会社 佐藤 晃一	仙台市泉区泉中央一丁目十番二号	般一二十一 第二万八千六百八十九号
森勇建設株式会社 酒井 勝一	仙台市宮城野区燕沢東一丁目十番一号	般一二十四 第九千二百四十九号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電 話 〇二二二二二一三二一六(直通)

〇宮城県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 河南登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
登米市豊里町竹ノ沢八〇番一地从先から 同市豊里町竹ノ沢八〇番一地从先まで					
一一・〇	二〇・〇	一一・〇	二〇・一	四・〇	四・〇

〇宮城県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前 A	後 B			
本吉郡南三陸町歌津字南の沢一五七番地先から 同郡同町歌津字南の沢一三九番六地先まで	五・〇 八・八	五・〇 八・八	一〇〇・〇	一〇九・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

〇宮城県告示第九十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

(一) 一般国道四十五号改築工事(三陸縦貫自動車道・本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

(二) 一般国道四十五号改築工事(本吉インター関連・気仙沼市本吉町津谷長根地内)及びこれに伴う一般国道付替工事

3 手続が開始される土地

(一) 2の(一)に係る事業

イ 収用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町大森、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

ロ 使用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

(二) 2の(二)に係る事業

- イ 収用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町津谷長根地内
- ロ 使用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町津谷長根地内
- 二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所  
気仙沼市役所（土木課）

○宮城県告示第九十七号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

- 2 名称 石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十八号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

- 2 名称 石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・三・十一号石巻工業港曾波神線  
三・四・十三号石巻工業港運河線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百号  
南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十七年一月三十日

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字竹倉部三十六番地

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十七年一月十四日

○宮城県告示第百二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

の定款の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番四、十七番二、十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三番三、二十三番四及び二十三番五

四 事務所の所在地

石巻市中央二丁目七番六号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十七年一月二十三日

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

塩竈市浦戸野々島字朴島宅地十番一の一部、十三番二の一部、十一番の一部、十三番一の一部、十三番二の一部、十四番の一部、十五番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

本吉郡南三陸町戸倉字戸倉四十二番一、四十三番二、七十六番二、七十七番二、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番、八十六番、百三番一、百三番三、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番一、百十番二、百十三番、百十四番、百十五番、三十二番三の一部、三十四番二の一部、三十七番一の一部、三十七番二の一部、三十九番の一部、四十一番一の一部、四十二番二の一部、四十三番一の一部、四十四番二の一部、四十五番一の一部、四十五番四の一部、七十四番一の一部、七十四番三の一部、七十六番一の一部、七十七番一の一部、七十九番の一部、八十七番一の一部、九十番の一部、百五番の一部、百十六番の一部、百二十番の一部、百六番地先の道、四十四番二地先の道の一部、七十七番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷百八十六番二の一部、百九十二番一の一部、百九十二番三の一部、百九十三番五の一部、二百一番の一部、二百五番の一部、二百六番の一部、二百七番の一部、百九十二番三地先の道の一部、同字坂本十二の一部、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二十三番一の一部

南三陸町

### 企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年一月三十日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

一 入札に付する事項

1 購入物品 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)

2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三三五)へ平成二十七年二月二十三日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班(担当 櫻井美沙 電話〇二二二二一三三三三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年二月二十三日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年二月十七日(火)まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年三月二日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十七年三月十八日(水) 午後五時(郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

<p>5 開札の日時及び場所 平成二十七年三月十九日(木) 午前十一時 宮城県庁舎十五階 企業局会議室</p> <p>4 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二第二項の規定により準用する財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第二項の規定により準用する財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。 なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。</p> <p>6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする(こと)の有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum chloride for public waterworks (Unit price contract)</p> <p>2 Period of Supply : April 1, 2015 to March 31, 2016</p> <p>3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koto Water Purification Plant and Nanbuyama Water Purification Plant</p> <p>4 Deadline for Bid : March 18, 2015, 5 : 00 p.m.</p>	<p>5 Contact Information : Misa Sakurai, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3413</p> <p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会</b></p> <p>○宮選管告示第十三号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十七年一月三十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p style="text-align: center;">(資金管理団体) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>伊藤ひろあきメンバー戦時会議 資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 博章 資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員</p> <p>報告年月日 26.10. 1</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>あべかつのり後援会</p> <p>報告年月日 26.12.24</p> <p>1 収入総額 223,305</p> <p style="padding-left: 20px;">前年繰越額 73,305</p> <p style="padding-left: 20px;">本年収入額 150,000</p> <p>2 支出総額 158,634</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">寄附 150,000</p> <p style="padding-left: 20px;">個人分 150,000</p> <p>4 支出の内訳</p>
---	---

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108号の29第1項及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定に基づき、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱したので告示する。

平成27年1月30日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

政治活動費	158,634
組織活動費	158,634
5 寄附の内訳	
（個人分）	
阿部 勝徳	150,000 東松島市
伊藤博章後援会	
報告年月日 26.10.1	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
放射能から子供を守る市民の会	
報告年月日 26.10.10	
1 収入総額	534,620
前年繰越額	534,620
2 支出総額	0
本木忠一後援会	
報告年月日 26.10.30	
1 収入総額	1,542,000
本年収入額	1,542,000
2 支出総額	1,542,000
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,542,000
本木忠一 県政報告会	1,542,000
4 支出の内訳	
政治活動費	1,542,000
機関紙誌の発行その他の事業費	1,542,000
政治資金パーティー開催事業費	1,542,000
渡辺まもる後援会	
報告年月日 26.11.12	
1 収入総額	59,981
前年繰越額	59,981
2 支出総額	0

活 動 区 域	氏 名
宮 城 県 警 察 署 中 央 警 台 仙 台	安 彦 仁
	狩 野 好 明
	上 野 美 恵 子
	熊 谷 綾 子
	伊 藤 政 博
	幸 田 良 子
	佐 藤 さ い 子
	佐 藤 雅 英
	佐 藤 隆 三
	四 電 亮 松
佐 藤 紀 子	
鈴 木 恒 子	
高 橋 勝 彦	
根 元 重 通	



佐 和 正 昭
竹 田 隆
千 葉 寿 美 子
早 川 清 俊
太 長 根 嘉 雄
三 浦 勝 男
大 泉 喜 保
加 賀 孝 一
菜 花 正 美
渡 辺 俊 子
渡 部 憲 子
板 垣 和 男
臺 岐 和 人
伊 東 義 政
小 野 野 弘 勇
加 藤 藤 金 一
菊 地 和 子
佐 藤 藤 功
小 野 寺 八 重 子
佐 藤 藤 文 男

仙 台 南 警 署
庄 子 静 夫
庄 司 光 子
菅 原 千 恵
菅 原 三 男
高 橋 優 子
田 中 郁 子
大 久 保 勝 彦
沼 田 定 江
藤 原 達 也
岩 泉 順 子
和 久 実
瀬 上 征
佐 藤 民 夫
茂 泉 喜 代 嗣
庄 子 孝 一
鈴 木 盛 雄
高 梨 弘 輝
高 橋 ま さ の
高 橋 正 行
千 田 昭 雄
仙 台 北 警 署

森	洋	子
平	山	美津枝
早	坂	五十鈴
安	藤	幸雄
千	葉	勝郎
色	川	重信
吉	見	宏
渡	辺	逸子
大	西	憲三
佐	藤	健治
伊	藤	栄松
富	田	義雄
鈴	木	正巳
小	岩	越夫
郷	家	新一郎
千	葉	均
佐	々	木智史
鈴	木	三省郎
花	測	紀男
鈴	木	秀昭

署域 察区 警轄 東 台 管 仙

竹	内	昭	三
富	内	つや	子
三	浦	真	澄
阿	部	雄	毅
三	浦	孝	子
安	部	一	矢
阿	部	忠	勝
遠	藤	清	彦
浅	野	久	子
石	川		久
小	野	寺	ヨシエ
鳴	田	和	子
菊	池	相	友
竹	澤	繁	義
斉	藤	優	子
齋	藤	七	子
林		守	久
佐	藤	卓	志
進	藤		隆
鈴	木	すづ	子

署域 察区 警轄 泉 管

矢 吹 れ い 子
竹 内 良 子
奈 須 野 哲 男
佐 藤 雄 二
星 忠 志
村 山 と き 子
伊 藤 和 夫
鈴 木 文 彦
小 沢 源 治
本 郷 久
穴 戸 勇 悦
菊 地 英 雄
櫻 井 や え 子
今 野 正 人
佐 藤 久
佐 藤 英 徳
櫻 井 孝 一
高 橋 和 男
鈴 木 俊 子
鈴 木 敏 之

署 城 察 区 警 轄 管 塩

富 田 喜 義
渡 辺 亨
相 澤 十 四 男
井 上 敏 子
大 友 喜 久 夫
佐 々 木 圭 亮
新 山 憲 一
佐 藤 圭 子
越 河 政 子
佐 藤 敏 敷
鈴 木 敏 子
田 下 泰 雄
引 地 京 子
吉 田 健 吉
高 橋 壽 昭
石 川 静 恵
和 泉 剛
堀 籠 直 子
加 藤 裕 一
工 藤 海 人

署 城 察 区 警 轄 管 岩 沼

署 城 察 区 警 轄 管 大 和

管 轄 区 域

菅原	勉
佐藤	介 芳
大久保	知 明
高橋	八 重子
高橋	雪 枝
平間	時 子
石垣	芳 温
大國	龍 笙
門脇	政 喜
児嶋	俊 治
花田	一 雄
山下	哲 一
飯塚	利 也
菊地	良 大
三浦	な を 子
坂下	勇
堀内	み よ
太田	和 子
角田	早 智子
横山	輝 男

石管 卷轄 警 区 署域

高須賀 昌 昭

高須賀	昌 昭
高野	貞 美
富樫	正 嘉
高橋	和 彦
遠藤	国 男
八木	和 広
及川	正 孝
大山	和 夫
後藤	真 真
佐藤	喜 久子
佐藤	直 樹
熊谷	茂
高城	健 一
武田	一 治
島山	恵
村上	豊 子
亀谷	康
浅井	真 奈美
伊藤	勝 正
只野	真 男

気管 仙沼 警 区 署域

佐 管 沼 轄 警 区 察 署 域 池 田 和 子 佐 々 木 菊 枝 佐 々 木 幸 男 佐 藤 養 一 鈴 木 新 一 高 橋 紀 子 三 上 芳 夫 皆 川 敏 明 渡 辺 正 彦 秋 山 栄 男 澤 孝 芳 後 藤 し が 子 後 藤 正 士 赤 間 く め 子 小 室 妙 子 林 三 治 阿 部 文 子 毛 利 悦 子 大 浪 寿 子 櫻 井 み え 子	管 轄 区 域 武 田 敏 雄 千 葉 晋 作 千 葉 初 男 永 沼 孝 浩 阿 部 新 阿 部 宗 則 後 藤 真 紀 子 高 橋 才 二 郎 千 葉 邦 夫 千 葉 と も 子 佐 々 木 恵 美 子 伊 藤 敦 大 場 晃 大 場 政 由 尾 形 栄 喜 中 鉢 清 利 鎌 田 正 子 斎 藤 繁 子 千 葉 勝		
		河 北 警 察 署	南 陸 三 轄 警 区 察 署 域 古 管 川 轄 警 区 察 署 域

佐々木 克美	伊藤 順子	千葉 和朗	寺嶋 英宏	中澤 賢	西谷 清一	伊藤 安治	伊藤 好孝	井上 知治	内海 政雄	小島 太美雄	遠藤 守	佐藤 隆	穴戸 三千孝	日野 康弘	和賀 稔	小野 寺宏祐	岩 測幸司	加藤 洋一	加藤 恵一
署 城 警 区 察 柳 轄 管 署																			

菅原 隆雄	菅原 均	高橋 宗悦	小野 寺秀樹	平塚 邦郎	伊藤 幸夫	大黒 昭夫	車塚 孝雄	清水 久司	氏家 和子	千種 秀男	鈴木 次男	菅野 よし子	富田 幸子	阿部 敬也	加藤 修	阿部 勲	高橋 敏	高橋 常政	高橋 久志
署 城 警 区 察 柳 轄 管 署																			



		那 須 野 静	
		千 葉 繁	
		板 垣 謙 治	
		澁 谷 靖 代	
		伊 藤 良 博	
		狩 野 敏 治	
		工 藤 正 信	
		菅 原 英 紀	
		三 嶋 幸 夫	
		角 田 哲 男	
		齋 藤 和 江	
		石 井 利 江	
		佐 藤 弘 子	
		菅 原 邦 子	
		武 山 玉 枝	
		田 中 友 秀	
		平 間 一 紀	
		高 山 順 子	
		佐 々 木 文 子	
		齋 藤 修	

署 域 警 察 区 美 轄 加 警

署 域 警 察 区 原 轄 河 管 大

		横 山 正 幸	
		我 妻 一 男	
		金 峯 照 美	
		上 西 則 子	
		小 室 ひ で 子	
		坂 井 盛 二	
		佐 藤 勝 利	
		佐 藤 晴 代	
		佐 藤 裕 子	
		高 橋 芳 男	
		二 瓶 一 弘	
		布 田 敏 男	
		井 上 貞 子	
		岡 崎 富 男	
		大 田 サ ト 子	
		小 川 喜 美 子	
		佐 藤 賢 二	
		佐 藤 利 美	
		廣 岡 久 男	
		古 川 正 子	

署 域 警 察 区 石 轄 白 警

署 域 警 察 区 田 轄 角 管

横山 栄喜	亘理 警 区 察 署 域
阿部 和子	
岩佐 一 郎	
片岡 忠吉	
古積 一 彦	
齋藤 高良	
佐藤 徹郎	
高橋 あつ子	
平田 宗睦	
武者 新一	

○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 1月30日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号カ中「小児慢性特定疾患児手帳」を「小児慢性特定医療費医療受給者証」に、「児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中」を「児童福祉法第6条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中」に改め、同項第7号エ及び第3項中「小児慢性特定疾患児手帳」を「小児慢性特定医療費医療受給者証」に改める。

第13条中「二輪の」を削る。

第25条に次の1号を加える。

(3) 道路使用の方法、形態を具体的に説明する資料  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。